

名 証 自 規 第 146 号
平 成 25 年 3 月 27 日

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇

**株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴う「株式会社企業再生支援機構
が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等
の一部改正について**

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正を行い、平成25年3月28日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行（平成25年3月18日施行）に伴い、株式会社企業再生支援機構の名称を株式会社地域経済活性化支援機構に変更するなど、所要の規定整備を行うものです。

以 上